

1 部会の概要

■ 目的

首都直下地震を想定し、発災直後の超急性期から、各区市町村が、災害医療コーディネーターや災害薬事コーディネーターの助言を受けつつ、地区の医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力の下、緊急医療救護所の開設運営と並行して、災害関連死を防ぐため、都・関係機関の支援を受け、避難所・福祉施設・在宅で避難する要配慮者に対して医療を提供できる体制を整備する。

■ 検討対象とする災害時要配慮者

高齢者、妊産婦、新生児、小児、**透析患者**、医療機器使用者、障害者

■ 参画メンバー

区市町村（島しょを除く全53自治体）、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会（東京都災害薬事コーディネーター）、日本DMAT、日本赤十字社東京都支部、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害時小児周産期リエゾン、**災害時透析医療ネットワーク**、東京都看護協会、東京都助産師会、東京都JRAT、東京都医療ソーシャルワーカー協会、東京都立病院機構、東京都関係各局・部

2 災害時透析医療ネットワークの参画状況

- ・ 東京都透析医会 災害対策委員長 菊地 勘 先生が委員として就任
- ・ 令和7年10月6日（月）に開催された第2回の部会において、東京都の災害時透析医療ネットワークの体制等についてプレゼンを実施
- 昨年度の政府訓練の課題として、二次医療対策拠点などの関係機関に対して、都における慢性維持透析患者の調整方法についての周知が十分でないことがあげられたが、要配慮者対策部会の中で区市町村を含めた関係機関へ周知を行うことが出来た。

3 今後の予定

令和8年3月 災害医療協議会（医療政策部所管）へ報告

令和8年度 災害時医療救護活動ガイドライン（医療政策部所管）の改定

→ **上記ガイドラインの改定作業に合わせて、災害時における透析医療活動マニュアルを改定**

これに伴い、令和8年度は腎不全対策部会を複数回実施予定